

京都府立医科大学附属図書館運営協議会規程

〔平成20年4月1日〕
京都府立医科大学規程第18号

(設置)

第1条 京都府立医科大学附属図書館(以下「図書館」という。)の運営に関する事項を協議するため、図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 図書館の企画運営に関すること。
- (2) 図書館関係諸規程の改廃に関すること。
- (3) その他図書館に関する重要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 協議会に会長を置き、図書館長をもって充てる。

2 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教養教育教室担当の教授1名及び准教授又は講師2名
- (2) 基礎医学又は社会医学教室若しくは附属脳・血管系老化研究センターの病態病理学部門若しくは社会医学・人文科学部門担当の教授1名及び准教授又は講師2名
- (3) 臨床医学教室又は附属脳・血管系老化研究センターの臨床医学部門担当の教授1名及び准教授又は講師2名
- (4) 看護学科の教授1名及び准教授又は講師1名

3 前項各号の講師には講師(学内)を含むものとする。

4 委員は、図書館長の推薦に基づき、学長の指名により選出する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 委員に欠員が生じた場合において、補欠の委員に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集及び議長)

第4条 会長は、必要に応じて協議会を召集しその議長となる。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が会議の議長となる。

3 委員の3分の1以上の要求があったときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

(会議の成立)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(協議会委員でない者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の協議会への出席を求めることができる。

(協議会の事務)

第7条 協議会の事務は、図書館において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （規程第18-1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （規程第18-2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。